

特定操縦免許制度の改正に関するQ & A

| 新制度の適用対象範囲関係 | |
|-----------------|---|
| Q1 | 小型旅客船の船長要件について、海上運送法における許可事業・届出事業の区別なく、適用対象（船長に乗船履歴が求められること等）になるのか。 |
| Q2 | 旅客船以外の事業船（旅客定員12名以下）である「作業船」で人の運送をする不定期航路事業を行っている場合も、新制度（特定操縦免許講習や移行講習、履歴限定）の適用対象になるのか。 |
| Q3 | 履歴限定制度は、船員法非適用船舶（総トン数5トン未満の船舶や遊漁船）も対象か。 |
| Q4 | 乗船履歴を求める船長は「沿海区域以遠を航行する事業用小型船舶」とあるが、船舶検査証書に記載されている区域と実際に航行している区域のどちらを基準に考えればよいか。 |
| Q5 | 既に（改正法の施行前に）特定操縦免許を取得している場合も、新特定操縦免許制度の対象になるのか。 |
| Q6 | 遊適法に基づく業務管理規程に規定する「案内する漁場」が平水区域内にあれば、船舶検査証書の航行区域が沿海区域となっても、船長に乗船履歴は不要か。 |
| Q7 | 湖で遊漁船業を行う場合についても、特定操縦免許が必要となるのか。 |
| 乗船履歴関係 | |
| Q8 | 乗船履歴として認められる大型船舶に、内航海運業法に基づく登録船舶は含まれるか（貨物船等の履歴も認められるか）。 |
| Q9 | 乗船履歴は何年前の履歴まで認められるか。 |
| Q10 | 総トン数200トン未満の練習船であれば、学校等の乗船実習も乗船履歴として認められるか。 |
| Q11 | 機関部の職員又は部員として乗船した履歴でも認められるか。 |
| Q12 | 遊漁船の場合、どのようなことを行っていれば「船舶の運航」に携わった乗船履歴と認められるのか。いわゆる「中乗り」でもよいか。 |
| Q13 | 自家用船舶（プレジャーボート等）での乗船履歴も認められるか。 NEW |
| Q14 | 普段は平水区域に案内しているが、年に数日のみ沿海区域に案内を行う遊漁船事業者の場合、乗船履歴一年以上を満たすことが難しいが、こういう場合どうすればよいか。 |
| Q15 | 乗船履歴について、総トン数200未満の船舶を基準とした根拠は。 |
| Q16 | 沿海区域を帆走するヨット（船外機又は船内機）の乗船履歴も認められるか。また、機帆走をするかどうかで扱いに違いはあるか。 |
| Q17 | 船員法非適用の遊漁船に乗り組んだ乗船履歴の証明をするにあたって、遊漁船業務主任者である場合は実務経験証明書を挙証書類とできないか。 |
| 乗船履歴の証明（履歴限定）関係 | |
| Q18 | 船舶所有者が船長を兼ねている場合、誰が乗船履歴を証明すればよいのか。例えば、甲板部員が船長の乗船履歴を証明することは出来るか。 |
| Q19 | 自宅保管の可搬型ボート（船舶所有者＝船長）での乗船履歴でも履歴限定を解除することは出来るか。 |
| Q20 | 居住する市町村長による証明は、船員法に基づく指定市町村長に限定されるか。 |
| Q21 | 1年以上の乗船履歴とは、実際に出航した日数を365日分以上、証明する必要があるのか。 |
| Q22 | 従業区域が「丙区域」の漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。 |
| Q23 | 遊漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。 |

| | |
|--|-----|
| Q24 履歴限定解除に必要な書類のうち、「乗船期間中の出勤簿その他勤務の状況を確認出来る書類」について、その他勤務の状況を確認出来る書類とはどのようなものか。 | NEW |
| Q25 (不定期の事業を行う小型旅客船等、小型漁船、遊漁船に乗り組んだ場合) 証明する乗船する期間のうち任意の1月分の運航実績を示す書類とはどのようなものか。 | NEW |
| 特定操縦免許講習・移行講習関係 | |
| Q26 特定操縦免許講習の料金は。 | |
| Q27 特定操縦免許講習の日程は、学科と実技が別日(延べ2日間)になる可能性もあるか? | |
| Q28 特定操縦免許講習のうち、学科講習はA講習機関で、実技講習はB講習機関で、という風に分けて受講することは可能か。 | |
| Q29 特定操縦免許講習の修了試験に不合格となった場合、全ての講習課程を再度受け直す必要があるのか。 | |
| Q30 特定操縦免許講習の修了試験で不合格となり補講や再試験は無料で受けられるのか。 | |
| Q31 講習の乗船実技科目に使用する小型船舶はどのような船型か。また、修了試験の合格基準は。 | |
| Q32 すでに特定操縦免許を取得している者も特定操縦免許講習を受ける必要があるか。また、海技免許を取得している場合の免除(優遇)措置はあるか。 | |
| Q33 移行講習では「事業用小型船舶に3ヶ月以上船長として乗船した履歴」があれば、乗船実技科目が免除になるとのことだが、既存の特定操縦免許受有者であれば、経過措置期間後に特定操縦免許講習を受講する場合も乗船履歴により乗船実技科目免除を受けられるか。 | |
| Q34 旧特定操縦免許から新特定操縦免許に切り替えるために必要な手数料等はいくらか。 | |
| Q35 経過措置期間に移行講習を受講した場合、更新講習を受けなくても免許証の有効期間は延長されるのか。その際の手数料は。 | |
| Q36 移行講習の金額は。 | |
| Q37 移行講習の場所や日程は。 | |
| Q38 一定の乗船履歴があれば、移行講習の乗船実技科目が免除されるとのことだが、必要な乗船履歴は履歴限定の解除に必要な乗船履歴と同じか。 | |
| Q39 移行講習の乗船実技科目の免除の証明に必要となる書類は。 | |
| Q40 旧特定操縦免許を持っているが、移行期間中に免許証の有効期間を更新したら経過措置の対象外になってしまうか。 | |
| Q41 移行講習を修了して移行講習修了証明書を受領した後、経過措置期間内まで(令和8年3月31日まで)に新特定操縦免許への切り替え申請をしなかった場合は、移行講習修了証明書は新特定操縦免許申請の添付書類として認められなくなるのか。 | |
| Q42 登録特定操縦免許講習機関として登録を受けるための要件や具体的な手続きを教えてください。 | |

新制度の適用対象範囲関係

Q1 小型旅客船の船長要件について、海上運送法における許可事業・届出事業の区別なく、適用対象（船長に乗船履歴が求められること等）になるのか。

特定操縦免許の適用対象範囲は、今般の改正事項では無く、これまで同様に以下の小型船舶が対象となります。このため、海上運送法における許可事業・届出事業の区別は関係ありません。

- ・ 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）
- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船

Q2 旅客船以外の事業船（旅客定員12名以下）である「作業船」で人の運送をする不定期航路事業を行っている場合も、新制度（特定操縦免許講習や移行講習、履歴限定）の対象となるのか。

「作業船」であっても、海上運送法における人の運送を行う事業を行っている場合は、今般の制度改正に関わらず特定操縦免許の適用対象範囲となるため、新制度の対象となります。

Q3 履歴限定制度は、船員法非適用船舶（総トン数5トン未満の船舶や遊漁船）も対象か。

船員法の適用有無に関わらず、事業用小型船舶は履歴限定制度の対象となります。沿海区域を航行する事業用小型船舶の船長は、「履歴限定」が付かない特定操縦免許が必要です。

Q4 乗船履歴を求める船長は「沿海区域以遠を航行する事業用小型船舶」とあるが、船舶検査証書に記載されている区域と実際に航行している区域のどちらを基準に考えればよいか。

実際に航行する区域を基準とします。

Q5 既に（改正法の施行前に）特定操縦免許を取得している場合も、新特定操縦免許制度の対象になるのか。

既存の特定操縦免許受有者にも新制度が適用されますが、2年間の経過措置期間中に限り、これまでの免許証のまま、特別な手続きを行わなくても、一級又は二級の操縦免許に応じた航行区域で事業用小型船舶に船長として乗船することが出来

ます。

また、既存の特定操縦免許受有者の方は、経過措置期間中に「移行講習」を修了し、必要な乗船履歴を証明出来る場合、履歴限定の付かない新・特定操縦免許を申請することが可能です。

Q6 遊適法に基づく業務管理規程に規定する「案内する漁場」が平水区域内にあれば、船舶検査証書の航行区域が沿海区域となっても、船長に乗船履歴は不要か。

基本的には不要です。

ただし、その場合、一時的であっても、魚群等を追って平水区域を超えて航行すると法令違反となりますのでご注意ください。

Q7 湖で遊漁船業を行う場合についても、特定操縦免許が必要となるのか。

遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項の規定による農林水産大臣が定める内水面以外の湖以外は遊漁船業法が適用されません。そのため、特定免許も不要（現在持っている人も移行不要）。

なお、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面は次のとおりです。

サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海

乗船履歴関係

Q8 乗船履歴として認められる大型船舶に、内航海運業法に基づく登録船舶は含まれるか（貨物船等の履歴も認められるか）。

乗船履歴の対象は船種を限定していないため、貨物船等も含まれます。なお、大型船舶で認められる乗船履歴は、総トン数200トン未満の船舶の船長、航海士、甲板部員としての乗船履歴となります。

Q9 乗船履歴は何年前の履歴まで認められるか。

15歳以上の年齢で乗り組んだものであれば、何年前の履歴でも認められます。

Q10 総トン数200トン未満の練習船であれば、学校等の乗船実習も乗船履歴として認められるか。

総トン数 200 トン未満の船舶（小型船舶を含む）の船長、航海士又は甲板部員としての乗船履歴が必要であり、「乗船実習」は認められません。

Q11 機関部の職員又は部員として乗船した履歴でも認められるか。

甲板部以外の部門における乗船履歴は認められません。

Q12 遊漁船の場合、どのようなことを行っていれば「船舶の運航」に携わった乗船履歴と認められるのか。いわゆる「中乗り」でもよいか。

釣り技術や安全管理の指導を行う、いわゆる「中乗り」要員として雇用されている場合も、業務中に見張りや操船を行っていれば、乗船履歴として認められる場合があります。この場合、業務規程（別表 2）により業務内容をご確認させていただきます。

Q13 自家用船舶（プレジャーボート等）での乗船履歴も認められるか。

自家用船舶（プレジャーボート等）における乗船履歴として認められますが、他の船舶と同様に当該船舶に乗船したことを示す書類の提出が必要となります。

また、船舶所有者が船長を兼ねる場合、他の船舶所有者又は居住する市町村の長若しくは係留施設の管理者等、第三者による証明が追加が必要となります。

Q14 普段は平水区域に案内しているが、年に数日のみ沿海区域に案内を行う遊漁船事業者の場合、乗船履歴一年以上を満たすことが難しいが、こういう場合どうすればよいか。

履歴限定の付かない特定操縦免許を取得するために必要な乗船履歴は、総トン数 200 トン未満の船舶であれば、遊漁船以外の船舶に乗り組んだ履歴でも対象となります。

これまでに総トン数 200 トン未満の漁船等において沿海区域以遠で操業されていたことがある場合、その際の乗船履歴を証明していただければと思います。

Q15 乗船履歴について、総トン数 200 未満の船舶を基準とした根拠は。

乗船履歴として認める範囲については、200 トン未満の船舶にあつては、甲板部において見張り等を 1 名で行うことが許容されているなど、配乗基準上、小型旅客船との類似性が認められることから、規制の導入目的である船長の資質向上と事業者負担のバランスを総合的に勘案し、乗船履歴として認める範囲に含めることとしたものです。

Q16 沿海区域を帆走するヨット（船外機又は船内機付）の乗船履歴も

認められるか。また、機帆走をするかどうかで扱いに違いはあるか。

船舶職員法の適用がある船舶（大きさが長さ3メートル以上又は機関出力が1.5キロワット以上）であることが船舶検査証書等で確認できるものであれば、船外機か船内機かに関わらず、乗船履歴として認められます。

Q17 船員法非適用の遊漁船に乗り組んだ乗船履歴の証明をするにあたって、遊漁船業務主任者である場合は実務経験証明書を挙証書類とできないか。

1年以上の実務経験をもって遊漁船業務主任者に選任された方については、第3号様式（一般用）または第4号様式（自己証明用）等に代えて、都道府県に提出した実務経験証明書の写しにより、乗船履歴を証明することができます。

乗船履歴の証明（履歴限定）関係

Q18 船舶所有者が船長を兼ねている場合、誰が乗船履歴を証明すればよいのか。例えば、甲板部員が船長の乗船履歴を証明することは出来るか。

船員手帳を受有しない場合であって船舶所有者が船長を兼ねる場合、船舶所有者が自らの乗船履歴を証明することが出来ます（甲板部員が船長の履歴を証明することは出来ません）。

ただし、船舶所有者が船長を兼ねる場合、他の船舶所有者又は居住する市町村の長若しくは係留施設の管理者等、第三者による証明が追加で必要となります。

Q19 自宅保管の可搬型ボート（船舶所有者＝船長）での乗船履歴でも履歴限定を解除することは出来るか。

「自宅保管の可搬型ボート」が、船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されないミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満の船舶）等でなければ、乗船履歴として認められます。

ただし、船舶所有者が船長を兼ねる場合、他の船舶所有者又は居住する市町村の長若しくは係留施設の管理者等、第三者による証明が追加で必要となります。

Q20 居住する市町村長による証明は、船員法に基づく指定市町村長に限定されるか。

限定されません。

Q21 1年以上の乗船履歴とは、実際に出航した日数を365日分以

上、証明する必要があるのか。

乗船履歴の証明は、船舶法適用船舶や運航形態等により異なりますので、HPの「乗船履歴の証明に必要な書類の早見表・乗船日数の計算方法・申請書類の記入例等」よりご確認ください。

Q22 従業区域が「丙区域」の漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。

漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証に記載された「操業区域」等によりご確認ください。

Q23 遊漁船の場合、沿海区域以遠を航行した履歴であることをどのように証明すればよいか。

遊適法に基づく業務規程に記載された「案内する漁場の位置」等によりご確認ください。

Q24 履歴限定解除に必要な書類のうち、「乗船期間中の出勤簿その他勤務の状況を確認出来る書類」について、その他勤務の状況を確認出来る書類とはどのようなものか。

乗船期間中の出勤簿がない場合は、勤務の状況（運航日、乗組員名、航行区域）を確認できる書類の提出が必要となります。

Q25 （不定期の事業を行う小型旅客船等、小型漁船、遊漁船に乗り組んだ場合）証明する乗船する期間のうち任意の1月分の運航実績を示す書類とはどのようなものか。

運航日、乗組員、使用船舶、航行区域等を確認できる書類となります。（様式のひな形をHPに掲載しています。）

特定操縦免許講習・移行講習関係

Q26 特定操縦免許講習の料金は。

講習料金は、講習機関によって異なりますので、受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接お尋ねください。登録機関はこちらを参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000024.html)

Q27 特定操縦免許講習の日程は、学科と実技が別日（延べ2日間）に

なる可能性もあるか？

学科講習が計5時間（救命1時間、救命以外4時間）以上、実技科目10時間（救命6時間、乗船実技4時間）以上、合計15時間以上の講習課程のため、全体で最低2日間以上の講習課程になることが見込まれます。

Q28 特定操縦免許講習のうち、学科講習はA講習機関で、実技講習はB講習機関で、という風に分けて受講することは可能か。

全ての講習課程を、同一の講習機関で受けていただくこととなります。

Q29 特定操縦免許講習の修了試験に不合格となった場合、全ての講習課程を再度受け直す必要があるのか。

修了試験は科目ごとに行います。このため、修了試験に不合格となった場合、合格基準に達するまで、当該科目に係る補講及び再試験を受けていただきます。

Q30 特定操縦免許講習の修了試験で不合格となり補講や再試験は無料で受けられるのか。

補講や再試験は、別途料金が必要となる場合があります。詳しくは受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接お尋ねください。登録機関はこちらを参照ください。https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000024.html

Q31 講習の乗船実技科目に使用する小型船舶はどのような船型か。また、修了試験の合格基準は。

乗船実技科目で使用される小型船舶は、長さ4m以上であること以外に船型について規定を設ける予定はございませんが、講習の特性上、講習機関の多くは登録小型船舶教習所を兼ねることが予想されますので、教習で使用するものと同型の場合が多いと考えられます。

修了試験の合格基準は以下のとおりです。

- ・ 学科試験：科目別得点が配点の50%以上、総合成績が合計配点の65%以上
- ・ 救命試験：得点が配点の65%以上
- ・ 実技試験：科目別得点が配点の60%以上、総合成績が合計配点の70%以上

Q32 すでに特定操縦免許を取得している者も特定操縦免許講習を受ける必要があるか。

また、海技免許を取得している場合の免除（優遇）措置はあるか。

既に特定操縦免許を受有している方は、経過措置期間中（令和8年3月31日ま

で)であれば、特定操縦免許講習の課程のうち救命科目を除いた「移行講習」を修了することで、新特定操縦免許への移行を申請できます。

仮に経過措置期間中に移行しなかった場合は、これまでの特定操縦免許が抹消され、事業用小型船舶に船長として乗船出来なくなります。

なお、特定操縦免許が抹消された方や海技免許を取得されている方は、特定操縦免許講習の課程のうち、救命科目が免除されます(したがって、実際に受講する科目は移行講習と同内容となります。)

Q33 移行講習に限り「事業用小型船舶に3ヶ月以上船長として乗船した履歴」があれば、乗船実技科目が免除になるとのことだが、既存の特定操縦免許受有者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受講する場合は乗船実技科目免除が認められないのか。

乗船履歴による乗船実技科目の免除は移行講習に限られており、経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受講する場合には、乗船実技科目の免除はございません。

Q34 旧特定操縦免許から新特定操縦免許に切り替えるために必要な手数料等はいくらか。

新特定操縦免許を申請する場合、一級又は二級の操縦資格に応じた登録免許税がかかります。

- ・ 一級小型船舶操縦士：2,000円
- ・ 二級小型船舶操縦士：1,800円

なお、経過措置期間中に新特定操縦免許への切り替えを申請するためには「移行講習」、経過措置期間終了後に申請する場合は「特定操縦免許講習」を修了する必要があり、いずれも講習料金は講習機関によって異なりますが、有料です。

Q35 経過措置期間に移行講習を受講した場合、更新講習を受けなくても免許証の有効期間は延長されるのか。その際の手数料は。

新特定操縦免許を取得する場合、免許証の残りの有効期間にかかわらず、その時点から5年間有効の操縦免許証が交付されますので、別途更新講習を受ける必要はありません。

この場合に必要な費用は、登録免許税のみです。

- ・ 一級小型船舶操縦士：2,000円
- ・ 二級小型船舶操縦士：1,800円

Q36 移行講習の金額は。

講習料金は、講習機関によって異なりますので、受講しようとする登録特定操縦免許講習機関に直接ご確認ください。登録機関はこちらを参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000024.html)

Q37 移行講習の場所や日程は。

移行講習を行う登録特定操縦免許講習機関は、国土交通省 HP にてお知らせいたします。

(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000024.html)

講習の日程や会場等につきましては、講習機関にお尋ねください。

Q38 一定の乗船履歴があれば、移行講習の乗船実技科目が免除されることだが、必要な乗船履歴は履歴限定の解除に必要な乗船履歴と同じか。

履歴限定の解除に必要な乗船履歴とは、要件が異なり、「事業用小型船舶に3ヶ月以上船長として乗船した履歴」が必要となります。

Q39 移行講習の乗船実技科目の免除の証明に必要な書類は。

講習の受講申請の際、次の書類を講習機関に提出してください。

- ・乗船履歴証明書（小型旅客船用）又は乗船履歴証明書（遊漁船用）
- ・以下に掲げるいずれかの書類

①船員手帳又は船員手帳記載事項証明書の写し

②使用者である船舶所有者から交付された労働条件通知書（小型旅客船の船長として乗船履歴を有する者）

③使用者である遊漁船事業者が都道府県に届け出た業務規程の別表1の写し（遊漁船の船長として乗船した履歴を有する者）

④海上運送法に基づく事業許可書、事業開始届出書、運航実績報告の写し等小型船舶の船長として乗船したことが分かる書類（上記①～③のいずれの書類による証明ができない者）

Q40 旧特定操縦免許を持っているが、移行期間中に免許証の有効期間を更新したら経過措置の対象外になってしまうか。

移行講習を修了していない状態で免許証を更新した場合も、経過措置期間中に限

り従前どおり事業用小型船舶に船長として乗船可能です。

なお、経過措置期間後は、旧特定操縦免許が抹消されるため、改めて新特定操縦免許を申請しない限り、事業用小型船舶に船長として乗船出来なくなりますが、旧特定操縦免許を持っていた方は、特定操縦免許講習のうち救命科目の免除を受けることが出来ます。

Q41 移行講習を修了して移行講習修了証明書を受領した後、経過措置期間内まで（令和8年3月31日まで）に新特定操縦免許への切り替え申請をしなかった場合は、移行講習修了証明書は新特定操縦免許申請の添付書類として認められなくなるのか。

旧特定操縦免許受有者が移行講習の修了証明書で新特定操縦免許への切り替えを申請することができるのは経過措置期間中に限られますので、計画的な受講及び申請をお願いいたします。

Q42 登録特定操縦免許講習機関として登録を受けるための具体的な手続きを教えてください。

登録特定操縦免許講習機関の登録に関する手続きの詳細につきましては、国土交通省海事局海技課小型班（03-5253-8655）又はお近くの地方運輸局までお問い合わせください。